

浄化槽設置工事請負契約書



(目的)

第1条 発注者_____ (以下「甲」という。) 及び浄化槽工事業者 (以下「乙」という。) は、那須塩原市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

(契約の内容)

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

- ・工事の場所 那須塩原市_____
- ・工事の期間 令和___年___月___日～令和___年___月___日
- ・設置する浄化槽

浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。) 第 4 条第 1 項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量 (以下「BOD」という。) 除去率 90%以上、放流水の BOD が 20 mg/l (日間平均値) 以下の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る浄化槽。

- ・工事の請負代金及び支払い方法

金額_____円 (内消費税 _____円)

支払い方法 1 現金 2 その他 (_____)

(引渡し及び支払い)

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引き換えにその請負代金金額の支払いを完了する。

(工事の監督)

第4条 乙はこの契約に係る工事を、法第 29 条第 3 項に従い浄化槽設備士_____に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

(継承の禁止等)

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、甲及び那須塩原市長の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委

任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲及び那須塩原市長の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(基準の遵守)

第7条 乙は、法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び那須塩原市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

(工事の変更等)

第8条 甲は、やむを得ない場合には、乙に対し工事内容を変更し、又は工事の着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請代金額、又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

(工期の延長)

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(変更承認申請)

第10条 第8条又により、工事内容に変更が生じた場合、那須塩原市が定める「那須塩原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」(令和2年那須塩原市企業管理告示第10号。以下「要綱」という。)第7条の規定により、甲は遅滞なく那須塩原市長に対して補助金交付申請に係る変更承認申請を行い、その承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第11条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担による。

第12条 乙は、工事のために第三者に損害を及ぼした場合は、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

(書類の提出)

第13条 乙は、要綱第8条の規定により、所定の期間内に、所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

(修補の請求)

第14条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事について改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、請求することができない。

(損害賠償権の行使期限)

第 15 条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後 5 年以内に行わなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は、催告その他何らの手続きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず又は認められないとき。
- (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用および乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第 17 条 甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何らの手続きを要せず、この契約を解除することができる。この場合甲は、甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第 18 条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何らの手続きを要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第 8 条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が、10 日以上続いたとき。
- (2) 甲が、請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

第 19 条 第 16 条若しくは第 17 条又は第 18 条によりこの契約が解除された場合、要綱第 7 条第 5 号の規定により、甲は、遅滞なく那須塩原市長に報告してその指示を受けなければならない。

(違約金)

第 20 条 乙の責に帰すべき事由により、第 2 条による引渡し期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡し期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は、遅延日数 1 日につき請負代金の総額の ____ 分の 1 の違約金を乙に請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わない場合は、乙は、当該金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 _____ 銭の割合による遅延損害金を甲に請求することができる。

(その他)

第 21 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえさだめることとする。

